

佐久市公告第 2 4 2 号

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による
第 2 期太陽光発電設備導入業務について

標記の件について、参加希望者は別添の実施要領により企画提案書を提出されたく公募します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

佐久市長 柳田 清二

佐久市公共施設へのオンサイトP P A方式による第2期 太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐久市公共施設へのオンサイトP P A方式による第2期太陽光発電設備導入業務

2 趣旨

本業務は、本市における2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、本市所有の公共施設にオンサイトP P A方式で太陽光発電設備等を導入し、電力供給事業を行う契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別紙「佐久市公共施設へのオンサイトP P A方式による第2期太陽光発電設備導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は、現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は、本プロポーザルにより特定する契約候補者の提案内容を基に協議して決定する。

※最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものとする。

なお、本プロポーザルは、令和9年度佐久市一般会計予算の成立及び令和9年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「国交付金」という。）の交付決定を前提に行う準備行為であり、予算成立又は交付決定がされない場合は、契約等を行わない。

4 事業期間

（1）設備等設置工事

令和10年2月18日（金）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

（2）運用期間

電力供給開始から20年間。ただし、運用期間中に本市の都合により施設が一定期間休館等する場合は、必要に応じて期間の延長について協議を行うものとする。

電力供給開始は、令和10年3月を予定するが、具体的な時期については、本市及び各対象施設の管理者（指定管理者を含む。以下「施設管理者」という。）との協議により決定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本要領の公告日から契約候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

（1）佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿の「物品」の「07燃料」又は「13その他の業務」のいずれかに登録されており、かつ、長野県内に本店又は支店・営業所等を有していること。

ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、「9 参加表明」の（2）本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を本市環境政策課（以下「事務局」という。）に提出し、審査委員会の審査の結果、本市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

（2）佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）及び佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者など、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 公告日から遡って過去5年間で、国又は地方公共団体等の公的機関が発注した本業務と同種事業の実績が1件以上あること。
- (7) 本プロポーザルに参加する他の者との関係において、次に掲げるいずれかに該当する者でないこと。
- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- (8) 本業務の履行にあたっての体制（以下「実施体制」という。）として、建築面及び電気保安面で必要な技術者（一級建築士及び電気主任技術者（第3種以上）等）を配置することができること。なお、実施体制には協力業者も含む。
- (9) なお、共同事業体で参加表明をする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
- ア 共同事業体の構成は、3者以内とすること。
- イ 共同事業体の代表構成員が担当者であること。
- ウ 共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員と重複していないこと。
- エ 共同事業体の代表構成員については、上記（1）～（5）の要件を満たすこと。
- オ 共同事業体のその他構成員については、上記（2）～（5）の要件を満たすこと。
- カ 共同事業体の構成員のうち1者は、上記（6）の要件を満たしていること。
- キ 共同事業体の構成員のうち1者は、上記（8）の要件を満たしていること。

6 選考日程（予定）

内 容	期 間 等
公告	令和8年9月24日（木）
質疑受付期限（電子メール）	令和8年10月1日（木）
質疑回答（ホームページ）	令和8年10月7日（水）
現地確認申込期限	令和8年10月14日（水）
現地確認	令和8年10月9日（金）から 令和8年11月13日（金）まで
参加表明受付期間	令和8年11月16日（月）から 令和8年11月25日（水）まで
参加資格適合・不適合通知書発送	令和8年12月4日（金）
企画提案書等提出期限	令和9年1月22日（金）
審査（プレゼンテーション審査）	令和9年1月29日（金）
審査結果通知	令和9年2月5日（金）

7 質 疑

- (1) 提出期限 令和8年10月1日(木)締め切り 17時15分必着
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書兼誓約書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法でのものは受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 提出先 電子メール:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
TEL:0267-62-2917
- (5) 回答方法 令和8年10月7日(水)までに佐久市ホームページで回答する。

8 現地確認の方法

現地確認は、令和8年10月14日(水)までに現地確認申込書(様式10)をメールで提出の上、事務局と上記期間内で個別に日程調整を行い実施する。

なお、現地確認は、1参加者(共同事業体の場合は当該共同事業体全体)につき1回のみとし、構成員が複数ある場合も合同で、原則として2日間以内で全ての施設の確認を完了させる日程となるよう、事務局と調整すること。

また、施設状況を把握した上での提案に期待するため、現地確認は必須とするが、本業務における対象施設は、行事等により立ち入り不可能な場合があるため、日程調整は早急に行うこと。なお、現地確認において、仕様書に定めるとおり、機器の設置工法及び配線・配管方法等について本市及び施設管理者等と協議を行うこと。

9 参加表明

- (1) 提出期限 令和8年11月25日(水)締め切り 17時15分必着
- (2) 提出書類 参加表明書兼誓約書(様式2)に、以下の書類を添付し、提出すること。
 - ア 本実施要領「5 参加資格要件」の(6)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し及び成果品等)
 - イ 同要件(8)を満たすことが確認できる資格者証等(一級建築士免許証、第3種以上の電気主任技術者免状等)の写し
 - ウ 共同事業体で参加表明をする場合は、共同事業体協定書の写し
 - エ 同要件(8)の技術者を協力業者が配置する場合は、当該協力業者の事業参加への協力承諾書(任意様式)
 - オ 本実施要領「5 参加資格要件」の(1)ただし書きに該当する者は、以下の書類を同期限までに各1部提出すること。なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものでなければならない(写し可)。
 - (ア) 佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル参加願【追加申請様式1】
 - (イ) 誓約書【追加申請様式2】
 - (ウ) 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
 - (エ) 佐久市税の納税証明書(本市に納税義務がある場合のみ)
 - (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (カ) 各種料金の納付状況報告書(本市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式4】
 - (キ) 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)
 - (ク) 申請の直前1年間の財務諸表
 - (ケ) 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式5】

- (コ) 営業（業務）実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式6】
(3) 提出方法 持参（平日8時30分から17時15分まで）又は郵送による。
(4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課

10 企画提案

- (1) 提出期限 令和9年1月22日（金）締め切り 17時15分必着
(2) 提出書類（正本1部、副本1部とする。CD-R又はDVD-Rは1枚）
ア 企画提案書等提出届（様式4）
イ 企画提案書（任意様式・ページ数の上限は設けない。）
ウ 会社概要書（様式5）
エ 業務執行体制（様式6）
オ 参考見積書（様式7）
カ 参考見積書内訳書（任意様式）
初期費用内訳書（様式8）
キ 二酸化炭素排出量削減効果（様式9）
ク 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体
（CD-R又はDVD-R）
※電子データは、PDFファイルとし、文字検索が可能なテキスト情報を保持したデータとすること。
※正本用と副本用でフォルダを分け、各フォルダ内にアからキまでの提出書類ごとに別々のPDFファイルとして収めること。
(3) 提出方法 持参（平日8時30分から17時15分まで）又は郵送による。
(4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課
(5) その他
ア 各提出書類とも上記（2）提出書類の順にインデックスを付け、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。
イ 正本（1部）には、「佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル実施企画提案書」と記載するとともに、事業者名を付すこと。
ウ 副本（1部）には、参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は、該当箇所に黒塗りする等して対応すること。また、業務実績等を記載する際、本市での実績等、参加者が容易に推測されるおそれがある場合は、「長野県内自治体」や「同規模自治体」等と抽象化して記載し、契約書等の写しにおける発注者名及び施設名も黒塗りすること。電子媒体（CD-R又はDVD-R）も同様とする。
エ 提出は、1者につき1提案に限る。
オ 企画提案書の作成に当たっては、審査を円滑かつ的確に行うため、別紙1「評価基準書」に掲げる評価項目の名称及び項目番号に対応した見出しを設けるなど、提案内容がどの評価項目に該当するかを明確にすること。

11 辞退

- 本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
(1) 提出期限 令和8年12月1日（火）締め切り 17時15分必着
(2) 提出書類 辞退届（様式3）
(3) 提出方法 持参（平日8時30分から17時15分まで）又は郵送による。
(4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課

12 失格要件

参加表明後又は企画提案書等提出後に、次のいずれかに該当すると判明した場合は、本プ

ロポーザルへの参加を無効とし、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。この措置により参加者等が被った損害等については、市は一切補償しない。

- (1) 本実施要領「5 参加資格要件」を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 参加表明書兼誓約書、企画提案書等その他提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で、審査委員や本市職員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書等の内容が、仕様書等の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、本プロポーザルの目的や公平性を著しく損なう行為があり、本市又は審査委員会が不適切と判断したとき。

13 審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 日時 令和9年1月29日（金） 午後2時から
※ただし、参加者数によっては日時を変更する場合がある。詳細な審査時間等については、別途通知する。
- (2) 会場 佐久市役所議会棟2階全員協議会室
- (3) 実施方法 企画提案書をもとに、1者につき30分で口頭にて説明を行う。（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑10分）
出席者は1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
実施順は、参加表明書兼誓約書の受付順とする。
審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を契約候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、それらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を契約候補者とする。以降同様。
ただし、審査においては、別紙1「評価基準書」における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。
- (4) 評価項目 別紙1「評価基準書」のとおりとする。
- (5) 留意事項
ア 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。
イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。
なお、当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。
ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らないようにすること。

14 審査結果通知

令和9年2月5日（金）付けで全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。
なお、審査結果に関しての異議申立ては受け付けない。

15 協定及び契約の締結

- (1) 上記により選定した契約候補者と仕様書及び企画提案書に基づき詳細を協議し、事業化に向けた協定を締結するものとする。

- (2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
また、契約候補者が辞退した場合も同様とする。
- (4) PPA電力単価は施設ごとに算出し、契約については、設置工事を完了し、電力を供給できる状態となってから締結する。なお、共同事業体として本業務を実施する場合には、代表構成員と対象施設をまとめて一括して契約するものとする。

16 特記事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費については、全額参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書兼誓約書及び企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加表明書兼誓約書及び企画提案書等は、選定の過程における複製のほか、本事業の広報、周知及び情報の開示等において本市が必要と認める場合、本市は提出された書類を無償で 사용할ことができる。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- (5) 参加者は、提出書類に第三者の著作物その他の知的財産権を使用する場合、あらかじめ当該第三者の承諾を得た上で使用すること。万一、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合は、参加者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、本市に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 提出された書類は、佐久市情報公開条例に基づき公開請求があった場合、事業者のノウハウ並びに営業上の秘密その他同条例に定める非開示情報を除き、公開することがある。
- (7) 提出期限以後における参加表明書兼誓約書又は企画提案書等の訂正、差替及び再提出は認めない。
- (8) 業務が開始された時点で、業務実施事業者及び実施概要を公表する。
- (9) 業務実施に当たり、提出書類に記載された管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (10) 業務実施に当たり、国交付金が交付されない等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額参加者（契約候補者を含む。）の負担とする。また、国交付金の交付内示額によって、実施予定の施設数が増減する可能性がある。

17 事務局

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
佐久市役所環境部環境政策課環境政策係 担当：市川
TEL：0267-62-2917 FAX：0267-62-2289
電子メール：kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

別紙 1

実施要領 1 3 (4) 評価基準書

以下の項目について評価を行い、業務実施候補者を決定する。
個別配点については公表しない。



評価項目	項目番号	評価基準	配点 (点)
技術提案に係る事項	1	①導入設備の内容 ・各施設ごとのシステム構成や太陽光パネル、パワーコンディショナ、架台等の仕様、安全性について検討が十分にされた結果の施設数で提案されているか。	5
	2	②設備導入の規模・ 自家消費量等 ・設備の容量（太陽光発電出力等）は対象施設にあった適当な規模で、自家消費電力量および温室効果ガスの削減効果は大きい。また創出した電力が有効活用できる内容か。（余剰電力の有効活用など）	10
	3	③設備導入による電気料金の削減 ・各施設の料金単価についてその内訳・算出根拠が明確に示されているか。また、現状の小売電気事業者から買電価格と同等又はそれ以下で、電気料金が低減されているか。	20
業務実施体制	4	①工事遂行能力 ・本事業の実施者として十分な専門的知識やノウハウ、技術力を有し、事業を安全かつ確実に行うことができる能力、経験を有しているか。	5
	5	・各施設の太陽光発電設備等の設置工事の計画、現場管理、安全管理体制、スケジュール等について実施可能なものとなっているか。	5
	6	②業務遂行能力 ・運転期間中の維持管理・メンテナンス、事業終了後の撤去等について、実施可能な体制、計画となっているか。	10
	7	③地域貢献 ・設置工事を含む事業期間における市内企業の参画方法とその確実性や企業活用に対する定量的な方策など、本事業の実施による、地元地域への定量効果が示されているか。	15
	8	④資金計画 ・事業期間満了までを実施できる資金計画となっているか。	10
	9	⑤事業期間中のリスク等への対応 ・故障、緊急時の連絡体制が明確に示され、かつ損害賠償等の対応など安定した事業実施が見込まれるか。	10
実績	10	①類似実績 ・過去 5 年間の同種又は類似の業務において十分な実績があるか。	5
説明能力	11	企画提案に関する説明は、わかりやすく、説得力があるか。質問に対する応答は、明快で適切か。	5
合計			100

様式 1

質問書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長

(メール送信時の件名を「プロポーザル質問 (事業者名)」とすること。)

所在地

名称

代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務の提案募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

番号	質問の場所	内容
例	仕様書〇ページ	〇〇・・・・・・・・・・。
1		
2		
3		

※ 1 質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。

※ 2 メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

事務局電話番号：0 2 6 7－6 2－2 9 1 7

【事務担当者】

(ふりがな) 担当者氏名		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

様式2

参加表明書兼誓約書

令和 年 月 日

(提出先)
佐久市長

所在地

名称

代表者職名 氏名

㊞

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務の提案募集について、実施要領に定める事項を承諾し、参加を表明します。

なお、本業務の実施要領において、参加資格要件を全て満たしていること及び提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

【共同事業体の構成】

代表構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表職氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表職氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表職氏名	

様式 3

辞退届

令和 年 月 日

(提出先)
佐久市長

所在地

名称

代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務の公募
型プロポーザルについて、参加を辞退します。

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

様式4

企画提案書等提出届

令和 年 月 日

(提出先)
佐久市長

所在地

名称

代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務の公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び添付書類を提出します。

記

添付書類（各1部（正本1部、副本1部）・電子データは1枚）

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 会社概要書（様式5）
- (3) 業務執行体制（様式6）
- (4) 参考見積書（様式7）
- (5) 参考見積書内訳書（任意様式）
初期費用内訳書（様式8）
- (6) 二酸化炭素排出量削減効果（様式9）
- (7) 上記（1）から（6）までの電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）
を1枚

※副本は、参加者名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

様式 5

会社概要書

1 申請者等

本 社 情 報	(ふりがな)			
	名称			
	所在地	〒		
	設立年月日		資本金	
			従業員数	
	電話番号		ホームページ	
	FAX番号		メールアドレス	
	(ふりがな)			
代表者職氏名				
担 当 者 情 報	(ふりがな)			
	支店・営業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	FAX番号		メールアドレス	
	(ふりがな)			
	担当者職氏名			

2 業務内容

次の点を含めて記載してください。

（企画提案書（任意様式）への記載でも良いです。）

- ・システム構成（施設毎）
- ・架台の仕様（施設毎）
- ・太陽光パネル、パワーコンディショナの仕様

※カタログ等の添付可

※必要に応じてパンフレット等を添付すること

3 業務実績（類似業務の実績のみ記入）

発注者	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額
		発電所出力 kw	年 月 日から 年 月 日まで
			単価 円/kWh
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

- (1) 公告日から遡って過去5年間に、他の地方公共団体等の公的機関が発注した業務について、同種又は類似の業務を受託した実績を1件以上記載すること。実績の記載は最大5件とする。評価要素となるので、漏れがないよう記載すること。
- (2) 実施要領5（6）に定める実績が確認できる書類等（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。

様式 6

業務執行体制

① 【名称】

事業者の名称	
--------	--

② 【業務の実施体制】

役割	氏名 所属・役職	実務年数	本業務で担当 する分担業務 の内容	本業務に関す る主な実績	資格 ・専門分野

【記載上の注意】

- (1) 本事業と関わりのある複数の資格を有する者については、できる限り記入すること。
- (2) 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。

③【実施体制】

業務への取組体制、組織・連絡体系・地域貢献等

次の点を含めて記載してください。(最大頁数：A 4 × 2 頁)

- ・ 太陽光発電設備等の設置に係る実施体制・組織・連絡体系
- ・ 維持管理体制
- ・ 市内企業の参画方法とその確実性
- ・ 市内企業活用に対する定量的な方策
- ・ 本事業の実施による、地元地域への定量効果

業務上の配慮事項等

④【業務スケジュール】

業務開始から終了までのスケジュール

契約期間内に確実に業務を遂行するために工夫している点

⑤【その他】

企画提案の総合的なアピールポイント等

様式 7

参 考 見 積 書

電気料金		
佐久市臼田総合福祉センター あいとぴあ臼田	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立泉小学校	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立臼田中学校	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
ワークテラス佐久	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市臼田支所	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	

様式 7

参 考 見 積 書

電気料金		
佐久市役所	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市下水道管理センター	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
野沢多目的広場 交流施設	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立国保浅間総合病院	単価： 円/kWh（税抜き）	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	

様式 8

初 期 費 用 内 訳 書

対象施設	設備機器費 [千円]	設置工事費 [千円]	諸経費 [千円]	小計 [千円]
佐久市臼田総合福祉センター あいとびあ臼田				
佐久市立泉小学校				
佐久市立臼田中学校				
ワークテラス佐久				
佐久市臼田支所				
佐久市役所				
佐久市下水道管理センター				
野沢多目的広場 交流施設				
佐久市立国保浅間総合病院				
全施設合計				

二酸化炭素排出量削減効果

	A	B	C	D
対象施設	想定設置容量	発電量	自家消費量	自家消費率
	kW	kWh/年	kWh/年	%
佐久市臼田総合福祉センター あいとびあ臼田				
佐久市立泉小学校				
佐久市立臼田中学校				
ワークテラス佐久				
佐久市臼田支所				
佐久市役所				
佐久市 下水道管理センター				
野沢多目的広場 交流施設				
佐久市立国保浅間総合病院				
合 計				

項目	説明
A：想定設置容量（kW）	それぞれの施設で最適と考える設置容量を設定
B：発電量（kWh/年）	Aから想定される発電量
C：自家消費電力量（kWh/年）	A及びデマンド値から算出
D：自家消費率（%）	$C/B \times 100$

現地確認申込書

提出日 令和 年 月 日

申込者	所在地			
	商号又は名称			
	電話番号			
	メールアドレス			
	担当者 所属・氏名			
希望日時	月 日 ()		月 日 ()	
		9時00分～12時00分		9時00分～12時00分
		希望施設を入力		希望施設を入力
		13時30分～17時00分		13時30分～17時00分
		希望施設を入力		希望施設を入力

現地視察予定者 ※最大5名	会社名	役職	氏名

佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による

第2期太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル参加願

令和 年 月 日

(申請先)佐 久 市 長

(フリガナ)

申 請 者 商号又は名称

〒

(本 社) 住 所

代表者の職氏名

実印

電 話 () —

F A X () —

E-mail:

(フリガナ)

委 任 先 商号又は名称

〒

住 所

代表者の職氏名

電 話 () —

F A X () —

E-mail:

佐久市が発注する「佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル」に参加したく、下記の書類を添えて申請します。なお、この参加願及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類 別添のとおり

【追加申請様式2】

誓 約 書

令和 年 月 日

(申請先)佐 久 市 長

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

実印

「佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル」の参加申請にあたり、下記の第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

なお、下記の第2項各号の一に該当した場合は、取引の停止又はその他の措置を受けても異議はありません。

記

第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権の確定しない者
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (4) 第2項の各号の一に該当する行為をし、2年を経過しない者

第2項

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 入札（見積）等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結し、又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 契約について、地方自治法に規定する監督又は検査を実施する職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (7) 前各号の一に該当する行為があった者を代理人、支配人又は入札代理人として、使用するとき。

令和 年 月 日

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

実印

下記のとおり相違ありません。

1創業年月日

年 月 日

2創業経過年数

年

3従業員数（全従業員数のうち申請する営業所等の人数）

役 員	事務職員	技術職員	営業職員	工 員	その他	パート	合 計
() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人

4資本金（元入金）

千円

5最近２カ年の営業実績（売上額）

① 年度 千円

② 年度 千円

6営業上の許可・認可等

名 称	許 可 ・ 認 可 番 号	許 可 ・ 認 可 年 月 日

(注) 法令等の規定により営業上の許可・認可が必要な場合に記入してください。
記入した許可・認可等の証明書の写しを添付してください。

7取引金融機関名称及び口座番号・口座名義

	①	②
金融機関名		
口座番号		
口座名義		

【追加申請様式4】

佐久市各種料金の納付状況報告書

(税以外の納付すべき料金等)

(提出先) 佐 久 市 長

佐久市に納付すべき各種料金（上下水道料金、介護保険料等）について、未納の料金はありません。

また、必要において調査されても異議はありません。

令和 年 月 日

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

実印

注) 佐久市に納付すべき税以外の各種料金がある場合のみ提出すること。

※様式変更不可

委 任 状

令和 年 月 日

(申請先)佐 久 市 長

委 任 者

住所(所在地) 〒

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、「佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル」に係る佐久市との間に行う下記の権限を委任します。

委 任 先 (受 任 者)

住所(所在地) 〒

商号又は名称

職 氏 名

印

電 話 () —

F A X () —

E - m a i l :

記

1 委任事項

- (1) 公募型プロポーザル実施要領に基づく手続きに関すること。
- (2) 基本協定の締結に関すること。
- (3) 参加の辞退に関すること。

※様式変更不可

【追加申請様式6】

営 業（ 業 務 ） 実 績 書

[illegible]

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による 第 2 期太陽光発電設備導入業務 仕様書

1 業務名

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務

2 業務の目的

本市は、令和 2 年 1 0 月に「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2 0 5 0 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進している。国の地域脱炭素ロードマップでは、屋根に載せる自家消費型の太陽光発電設備の導入が重点対策とされており、自治体の所有施設及び土地において、2 0 3 0 年までに設置可能な施設の 5 0 %、2 0 4 0 年までには

1 0 0 %の施設に太陽光発電設備の導入を行う目標が掲げられている。

上述のような状況を踏まえ、本市では令和 6 年度に公共施設に対する太陽光発電設備導入の可能性調査を実施した。

本業務は、可能性調査の結果から現時点で実施が可能であると判断した公共施設に対して、オンサイト P P A 方式で太陽光発電設備等を導入し、佐久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）の目標達成に寄与することを目的に実施する。

3 事業期間

（1）業務履行期限

協定を締結した日から令和 1 0 年 2 月 1 8 日（金）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

（2）運用期間

電力供給開始から 2 0 年間。ただし、運用期間中に本市の都合により施設が一定期間休館等する場合は、必要に応じて、期間の延長について協議を行うものとする。

また、運用期間終了後に同一設備を使用しての運転、維持管理及び電力供給を継続する場合には別途協議、手続きを行うものとする。

電力供給開始は、令和 1 0 年 3 月を予定するが、具体的な時期については、本市における本業務担当部署（以下「本市担当部署」という。）及び各対象施設の管理者（指定管理者を含む。以下「施設管理者」という。）との協議により決定する。

4 対象施設

	施 設 名	所 在 地
1	佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田	佐久市下越16番地5
2	佐久市立泉小学校	佐久市三塚273番地1
3	佐久市立臼田中学校	佐久市下越286番地1
4	ワークテラス佐久	佐久市中込2336番地1
5	佐久市臼田支所	佐久市臼田89番地3
6	佐久市役所	佐久市中込3056番地
7	佐久市下水道管理センター	佐久市中込1335番地
8	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862番地1
9	野沢多目的広場 交流施設	佐久市取出町480番地1

※上記9施設全てへの導入を提案することを原則とする。

5 業務内容

(1) 基本事項

ア 事業者は、対象施設の屋上等に、提案を基に設計・施工した太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入し、運用期間において運転・維持管理を行うこと。

イ 事業者は、発電設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその他設備の設置・運用に必要な関連業務を行うこと。

ウ 事業者は、発電設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。

エ 事業者は、運用期間終了後や発電設備が使用できなくなった場合、速やかに当該発電設備を撤去するとともに、適正に処分又は再利用等を行い、その結果を本市担当部署に報告すること。

なお、事業者は、運用期間の満了までに設備の撤去及び適正処分等に要する費用を確実に積み立てるものとし、本市の求めに応じてその積立状況を報告すること。

オ 事業者は、本市担当部署及び対象となる施設管理者等と常に密な連絡及び打合せを行い、都度必要な説明を行うこと。

カ 対象施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属するものとする。

キ 事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき電気主任技術者の選任が必要な場合は、保安規程を作成し、本市に確認の上、国に届出を行うこと。

ク 事業者は、本業務において環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「国交付金」という。）が活用され、本市から補助金（以下「市補助金」という。）が交付されることを前提とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以降の改正を含む。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以降の改正を含む。）の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。

なお、太陽光発電設備で発電した電力量の50%以上が、各対象施設において自家消費されるよう設計すること。

（2）設備詳細設計

事業者は、契約候補者として選定された際の提案内容を基に、下記事項の範囲において本業務の実施に必要な詳細設計（付随工事等含む。）を行うこと。なお、屋根や外壁等への機器の設置工法及び事故防止等の安全対策を考慮した配線・配管方法については、佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める現地確認の際に本市担当部署及び施設管理者と十分協議し、金属管の使用等も含め適切な仕様及び工法を選定すること。

ア 対象施設の構造、設備及び現地状況等を十分把握し、疑義が生じた場合、本市担当部署及び施設管理者等と協議及び確認を行うこと。

イ 既存設備の維持管理、保守点検、修繕及び将来の更新に支障が生じないよう、事前に十分な現地調査を行い、本市担当部署及び施設管理者等と協議の上で、仕様及び配置等を決定すること。

ウ 対象施設運用に支障が生じるおそれのある手法は、採用しないこと。

エ 本市の示す資料及び独自調査資料を基に、現地の状況を十分把握した上で、対象施設運用に支障のない内容とすること。

オ 太陽光発電設備の容量については、本市の示す資料、調査結果及び電力シミュレーション等から適宜精査し、可能な限りの最大容量導入と本市の財政負担軽減の両立を図る最適な容量を提案すること。また、発電した電力は、対象施設において最大限自家消費できるようにするとともに、余剰電力等の有効な活用方法が可能な場合は併せて提案すること。

カ 耐荷重や耐久性については、各施設の状況を踏まえ、法令等に基づき長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重や台風等の気象条件についても建物の構造上、問題ないことを建築士法（昭和25年法律第202号）に定める構造設計一級建築士が確認すること。その際、既設建物の耐震性能を十分に確認の上、設備の設置による荷重の増加に伴う耐震性能への影響を含めた確認結果を書面（任意様式）で本市担当部署に報告すること。また、発電設備及び架台等の固定に当たっては、JISC8955等の規定に基づく強固な構造とすること。

キ 対象施設への発電設備の設置及び設置場所に係る留意事項等を施設管理者等と協議すること。

ク 日陰、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響については、十分に配慮すること。

ケ 太陽光発電設備の選定については、JET認定を取得したもの又はそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。また、通信機能を有しIP通信を用いる機器（パワーコンディショナ、遠隔監視装置等）を選定する際は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン等に基づき、「JCSSTAR（セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度）」の適合ラベル（★1以上）を取得した製品を導入すること。なお、太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーが日本法人を有していること。

コ 運転状況について、施設関係者が目視で確認、認識できる発電状況表示モニターを設置すること。

また、表示内容は理解しやすいものとし、学校施設に設置するモニターについては、環境教育に活用できるよう児童・生徒にも分かりやすい仕様とすること。

サ 詳細設計における資料等は本市と協議の上、承認を受けること。

また、施工図、単線結線図等の設計関係書類については、対象施設の電気主任技術者とも事前に十分な協議を行うこと。

なお、以下書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

（ア）設計関係書類

平面図、立面図、施工図、単線結線図、設備図、機器仕様資料、その他工事に関連する図面

（イ）工事関連書類

工程表、業務体制図

（ウ）維持管理計画書

運用期間における維持管理体制及び実施計画

（エ）手続き等確認書類

工程表（※工事工程表とは別に、本市及び関連機関に対する各種申請等必要な手続きを網羅したもの。）

（オ）その他本市が必要とする書類

（３）工事の実施

工事に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途本市と協議の上、決定するものとする。

また、発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守すること。

発電設備の設置の条件は、以下のとおりとする。

ア 設置時には、施設の防水機能に影響がないよう施工すること。

また、事業者は、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合、自己の責任及び負担において必要な措置を講じること。

イ 施工に当たり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

ウ 施工に当たり、施設の利用や安全に支障が生じないよう、施設管理者等と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

エ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

オ 事業期間中、本市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等への立入りに支障が生じないようにすること。

カ 発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市担当部署及び施設管理者等との協議により決定すること。

発電設備には、施設の電気工作物と識別ができるようにラベル等を用いて当該事業に関連する設備であることを把握できる状態にすること。

また、来庁者、児童・生徒、施設利用者の手の届く範囲に配線等を行う場合は、破損等による事故を防止するため、本市担当部署及び施設管理者等と十分協議し、金属管を使用するなど、十分な安全対策を講じること。

キ 対象施設の特性を踏まえ、できる限り施設の利用者等に影響が小さくなるよう工法及び工程を選定すること。

具体的な工事日程等の決定に当たっては、利用者の予約状況等を踏まえ、イベントなどが行われる日・時間帯を避けるなど十分に配慮し、本市担当部署及び施設管理者等と協議の上で決定すること。

また、発電設備の設置に伴い、やむを得ず対象施設を停電させる場合は、休校日や施設休館日等、施設利用者に影響が少ない日・時間帯（夜間を含む。）とするとともに、停電時間を極力短縮すること。

さらに、停電作業に係る計画書（作業内容やタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本市担当部署及び施設管理者等と事前協議の上、対象施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。

ク 事業者は、工事中の安全対策や騒音防止の実施、施設管理者等及び近隣住民との調整等を自己の責任において十分に行い、苦情等があった場合、自己の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ケ 竣工時には、現場で本市担当部署及び施設管理者等の確認を受けるとともに、完成図面、機器仕様書、機器取扱説明書、機器保証書及び保証書に相当する資料の写し、各種許認可に係る書類の写し、その他必要な書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

コ 発電設備設置後、設置箇所以外の原状復旧を行うこと。

サ 佐久市立国保浅間総合病院における工事については、24時間稼働している医療機関としての特殊性を十分に認識し、本市担当部署及び施設管理者等と綿密な協議の上、以下の点に特段の配慮を行うこと。

(ア) 救急車両等の緊急動線を一切阻害しない工事計画とすること。

(イ) 入院患者等への騒音及び振動の影響を極小化する工法及び時間帯を選定すること。

(ウ) 発電設備等から発生する電磁波等が、医療機器等へ悪影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること。

(エ) やむを得ず停電を伴う場合は、医療行為を含む病院業務全般への影響を完全に防ぐため、代替電源の確保など十分な電力供給方法を検討し、医療提供体制に一切の支障を生じさせないための確実な安全対策を講じること。

シ 事業者は、佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田及びワークテラス佐久における既設の太陽光発電設備用架台について、自己の責任において強度及び適合性等を十分に確認した上での再利用又は撤去（一部撤去を含む。）を行うこと。これに伴う一切の費用（撤去費、処分費、補修、補強、基礎部分の防水処理等を含む。）は事業者の負担とし、本市はいかなる責任（契約不適合責任を含む。）も負わないものとする。

また、事業者は、当該架台の再利用又は撤去作業に起因して、施設の防水層等の破損や雨漏り等が生じた場合、全て自己の責任及び負担において速やかに修復等の必要な措置を講じること。

（４）設備運転、管理及び電力供給

事業者は、以下により設置した設備の運転、管理を行い、対象施設へ電力を供給し、停電等の非常時においては適切な対応を行うものとする。

ア 事業者は、本市担当部署及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等の協議を行った上で、発電設備の維持管理に努め、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（日本電機工業会・太陽光発電協会）」等に準拠した適切な保守点検計画を提出すること。

事業者は、発電設備が故障した場合、直ちに対象施設の電気主任技術者に連絡の上、自己の責任及び負担において修理を行うこと。

なお、毎年2回以上点検を行い、風雨等による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果を本市に報告すること。

イ 停電等の非常時においては、パワーコンディショナの自立運転機能等を利用し、対象施設へ無償で電力を供給できる仕様とすること。

ウ 事業者は、使用機器のメーカーが倒産等した場合においても、自己の責任及び負担において当初提案と同等の事業を継続すること。

また、企画提案内容が達成できないことによる損失については、事業者が負担すること。

エ 事業者は、事業期間中に施設に雨漏り等が生じた場合、本市担当部署及び施設管理者等と共同して速やかに原因究明のための調査を行うこと。

また、当該雨漏り等が事業者の発電設備設置に起因する場合、自己の責任及び負担において速やかに修復すること。

オ 対象施設について、本市が別途改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。

なお、移設や移設期間中の発電設備の保管場所等に係る費用及び運用期間延長によって生じる設備の更新については本市の負担とする。ただし、移設方法や保管場所（本市が指定する場所を含む。）については事前に本市と協議して決定するものとし、本市が負担する費用は客観的かつ合理的な実費の範囲内とする。

また、改修工事に伴う発電停止期間中の売電収入の補償は行わない。ただし、事業者は、停止期間分の運用期間延長について、本市に協議を申し入れることができるものとする。

カ 事業者は、運用期間中において、本市が各施設の発電電力量等を適宜確認できるサービスを提供すること。

また、発電設備導入による温室効果ガス排出量削減効果を試算し、本市の求めに応じ、その結果を報告すること。

キ 大規模地震や台風等の発生後は、速やかに発電設備の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(5) その他の事項

ア 事業者は、発電設備を他の施設等への電力供給など、本業務以外の用途に使用しないこと。

イ 本業務の実施に当たり、各種法令及び条例等の規定に基づき届出手続きを要する場合において、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。

ウ 本市は、事業者が本仕様書及び別途締結する協定書等に定める事項を履行しないときは、発電設備の撤去を求めることができる。この場合、事業者は、自己の責任及び負担において施設から発電設備を速やかに撤去し、原状回復すること。

エ 事業者は、事業期間中及び撤去時において、対象施設の防水層や設備等を破損等した場合、自己の責任及び負担において修復すること。

オ 運用期間満了後又は発電設備が使用不能となった場合、事業者は、原則として発電設備を撤去すること。

また、撤去の際は施設の防水機能への影響の有無を確認し、必要な修繕を行うこと。

なお、撤去した設備等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、適正な処分又はリサイクルを行うこと。

カ 運用期間の満了に際し、本市から希望があった場合、事業者は本市と協議の上、発電設備を本市に譲渡できるものとする。

6 契約単価等

(1) 各施設管理者は、運用期間中、施設に供給された電力使用量に、契約単価（消費税及び地方消費税を除く。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加算した代金を事業者に支払うものとする。

なお、当該代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 事業者は、毎月、電力使用量を計量法（平成4年法律第51号）に基づき検定を受けた電力量計で計測し、代金を各施設管理者に請求すること。

(3) 契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定しないこと。

なお、契約単価は施設ごとに設定すること。

(4) 基本料金単価及び最低使用料金の設定は、行わないこと。

(5) 契約単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。

なお、施設使用に係る行政財産の目的外使用料は無償とする。

(6) 契約単価は、原則として運用期間中において一定額とすること。

(7) 契約は、設置工事を完了し、電力を供給できる状態となった後に全対象施設を一括して締結するものとする。ただし、契約単価は提案時の金額以下とすること。

(8) 本業務は国交付金を活用して行うものであることから、契約単価の算出に当たっては、市補助金の交付見込額を考慮して設定すること。

7 市有施設の利用について

(1) 事業者は、市有施設を本業務の目的に限り使用し、その他の目的に使用しないこと。

(2) 事業者は、本業務の実施のため施設を使用するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可の申請手続きを行うこと。

なお、佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（平成17年条例第55号）第4条に基づき、本業務に係る工事期間及び運用期間中の使用料は、全額免除するものとする。

- (3) 行政財産の目的外使用許可の期間は1年以内とし、事業者は、年度ごとに更新手続きを行うこと。
- (4) 事業者は、施設管理者等からの苦情（騒音、振動、熱、反射等）に対して、自己の責任及び負担において対応すること。

8 その他

- (1) 本業務における「予測されるリスクと責任分担」については「別紙2」のとおりとし、これに定めのない事項は協議により決定するものとする。
- (2) 事業者は、本業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えないよう万全の措置を講じること。

なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として火災保険、地震保険及び賠償責任保険（若しくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、本市担当部署へ写しを提出すること。

また、本市及び第三者に損害を与えた場合、事業者が責任を負うものとし、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

- (3) 契約候補者は、協定及び契約締結前に、本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、本市担当部署及び施設管理者等と十分に協議すること。
- (4) 事業者は、業務の実施状況について、本市に定期的に報告し、本市から報告依頼があった場合、速やかに対応すること。
- (5) 事業者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び関係通知等を遵守するとともに、本業務の関係資料等について、自己の責任において十分な調査及び確認を行うこと。
- (6) 事業者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。業務終了後も同様とする。
- (7) 事業者は、本市から本業務の遂行に必要な関係資料等を借り受ける場合、本市に借用書を提出し、業務終了後は速やかに返却すること。
- (8) 本業務の実施に伴う費用は、本仕様書、本プロポーザル実施要領その他本業務に係る関係文書に明記がないものであっても、原則として事業者の負担とするものとする。
- (9) 本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、本市のウェブサイトその他各種媒体への掲載を含め、本市に帰属するものとする。
- (10) 事業者は、関係機関との協議が必要な場合又は協議を求められた場合、誠意をもって対応し、協議内容を記録した打合せ記録簿に関係資料を添えて本市担当部署及び施設管理者等に報告すること。

- (11) 本業務は、国交付金を活用することから、その他の補助金等との併用はできないものとする。
- (12) 事業者は、業務遂行に際し、業務内容の変更又は本業務以外の業務の必要が生じた場合、速やかに本市担当部署及び施設管理者とその対応について協議し、その際に必要な資料を作成すること。
- (13) 業務に関連する施工不良又は契約不適合（設備設置に起因する雨漏り等）が発見された場合、事業者は、本市担当部署及び施設管理者等の指示に従い、必要な処置を自己の責任及び負担において行うこと。
- (14) 本仕様書は、本業務に関し、本市と事業者が遵守すべき基本事項を示すものであり、事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合、本市担当部署及び施設管理者等と協議の上、その指示に従うこと。
- (15) 本業務の実施に当たり、国交付金不採択等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用は全額事業者の負担とするものとする。

また、事業者は、国交付金の交付内示額によって、実施予定の施設数が変更される場合があることをあらかじめ承諾し、一部施設において国交付金等が採択されない等の事由が発生した場合であっても、その他施設の実施を辞退しないこと。

- (16) 事業者が本業務の実施に当たり、発電設備等に金融機関等の担保権を設定する場合、事業者の破綻時等においても本業務の継続及び円滑な事業承継が図られるよう、あらかじめ本市、事業者及び金融機関等の関係者間において必要な合意形成を図るものとする。

別紙２ 仕様書８（１） 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○
	保険	設計・建設・維持管理・撤去の履行及び維持管理期間におけるリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く。）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合責任	設備に係る契約不適合責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
設計 段階・ 設計	物価	物価変動		○
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設 段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
関支 連払	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持 管理 関連	計画変更	計画変更 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
	物価	物価変動		○
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	設備損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失又は設備に起因する設備の損傷		○
	施設損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する施設の損傷	○	
		事業者の故意・過失又は設備に起因する施設の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
関保 連証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設の運営・業務への障害		○

佐久市公共施設へのオンサイトP P A方式による第2期太陽光発電設備
導入業務（審査）スケジュール

内 容	期 間 等
契約課事前協議起案	令和8年 8月20日（木）
業者選定委員会（部選）	令和8年 9月 3日（木）
第1回 審査委員会	令和8年 9月11日（金）
公告	令和8年 9月24日（木）
質疑受付期限（電子メール）	令和8年10月 1日（木）
質疑回答（ホームページ）	令和8年10月 7日（水）
現地確認申込期限	令和8年10月14日（水）
現地確認	令和8年10月 9日（金）から 令和8年11月13日（金）まで
参加表明受付期間	令和8年11月16日（月）から 令和8年11月25日（水）まで
参加資格適合・不適合通知書発送	令和8年12月 4日（金）
企画提案書等提出期限	令和9年 1月22日（金）
第2回 審査委員会 （プレゼンテーション審査）	令和9年 1月29日（金）
審査結果通知	令和9年 2月 5日（金）

佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第2期太陽光発電設備導入業務スケジュール

○第2期：9施設（R8～R9）：あいとぴあ臼田、泉小学校、臼田中学校、ワークテラス佐久、臼田支所、佐久市役所、下水道管理センター、野沢多目的広場交流施設、浅間総合病院

スケジュール	環境政策課	令和8年度																	
		4月			5月			6月			7月			8月			9月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
環境政策課	所管施設	●【第2期】公募(プロポーザル方式)																	
		●現地視察																	
環境政策課	所管施設	★事業者決定																	
		協定書締結等準備																	
環境政策課	所管施設	工事日程調整打合せ (工事着手前・事前調整)																	

スケジュール	環境政策課	令和9年度																	
		4月			5月			6月			7月			8月			9月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
環境政策課	所管施設	再エネ推進交付金内示																	
		補助金交付申請・交付決定																	
環境政策課	所管施設	協定書締結(行政財産使用許可)																	
		工事着手																	
環境政策課	所管施設	【第2期】8施設の工事・系統連携																	
		電気供給契約																	
環境政策課	所管施設	実績報告(事業者から佐久市へ)																	
		補助金支払																	
環境政策課	所管施設	令和10年度																	
		4月																	
環境政策課	所管施設	～																	
		令和29年度																	
環境政策課	所管施設	3月																	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
環境政策課	所管施設	業務期間完了・撤去																	
		令和30年度																	
環境政策課	所管施設	現地対応(工事着手前・工事中・工事完了)																	
		運用開始(20年間)																	

佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による 第 2 期太陽光発電設備導入業務 企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市公共施設へのオンサイト P P A 方式による第 2 期太陽光発電設備導入業務企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案等の審査及び契約候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市_____をもって充て、副委員長は、佐久市_____をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) _____ (委員長)
- (2) _____ (副委員長)
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

(任期)

第 4 条 委員の任期は、契約候補者決定日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 審査委員会の庶務は、環境部 環境政策課が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月3日から施行する。